

(平成24年12月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付は、全て母が行って来ていた。母から、「毎月の保険料は集金人に納付しており、未納期間については、遡ってまとめて納付した。」と聞いていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっている。

申立期間の保険料を納付したものとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と短期間であり、申立人には申立期間を除いて、国民年金保険料の未納期間は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、記号番号の払出簿等により、申立期間後の昭和 48 年 5 月頃に払い出されていることが推認でき、申立人の加入手続は、この頃に行われたものと考えられ、当該加入時点では申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

さらに、オンライン記録によると、申立人が 20 歳に到達した昭和 43 年* 月から申立期間直前の 47 年 3 月までの保険料は納付済みとなっていることから、申立人の保険料を納付してくれたとする申立人の母親は、特例納付等により遡って保険料を納付したものと推認され、母親の納付意識の高さがうかがえることを踏まえると、申立期間の保険料についても、母親が納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月21日から同年8月1日まで

A社がC市に事業所を開設した時に、初代の事務員として入社し、昭和47年9月20日付けで退社するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、昭和44年10月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年7月21日に同資格を喪失後、同年8月1日に同社の関連会社であるD社において、再度同資格を取得している。

申立期間当時に、D社において代表的立場にあった者は、「A社はE県にあり、D社は出先の独立した別会社として設立されたが、経理関係は、A社で管理されていた。」と供述している上、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる複数の同僚は、「申立人は、昭和44年10月頃からD社に勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間においてD社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、申立人は、D社が、昭和45年8月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となる際に、同年7月21日付けでA社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことから申立の空白期間が生じたものと認められる。

これらのことから、申立人は、申立期間についてはA社での厚生年金保険

被保険者であると推認することができることから、申立人の同社における資格喪失日を昭和 45 年 8 月 1 日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和 45 年 7 月の記録から、3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、申立人及び前述の複数の同僚の記録が、A 社において昭和 45 年 7 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年 8 月 1 日に D 社で同資格を取得していることから、社会保険事務所（当時）に対し、事業主が記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B協会）における資格喪失日に係る記録を昭和35年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月30日から同年5月1日まで

B協会に継続して勤務しており、申立期間においても同協会に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間とする記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B協会が提出した人事記録及び同協会の回答から判断すると、申立人は、同協会に継続して勤務し（昭和35年5月1日にA事業所からB協会C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る社会保険事務所（当時）の昭和35年3月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和35年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。